

宮本免第571号  
平成26年5月27日

日本循環器学会東北支部長 殿

宮城県警察本部  
交通部運転免許課長

### 改正道路交通法の円滑な運用のための御協力のお願いについて

日ごろ、運転免許行政をはじめ、警察活動の各般にわたり深い御理解をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、一定の病気等に係る運転免許制度に関する規定が道路交通法の一部を改正する法律により改正され、平成26年6月1日に施行されます。

つきましては、交通の安全と一定の病気にかかっている方の社会参加の両立を確保するとの観点から、運転免許を取得しようとする方、更新する方に次の事項等を御理解いただることについて、貴会の活動を通じ御協力を賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 免許取得・免許証更新時に、一定の病気等に関する質問票に正確に回答していく必要があること。虚偽があった場合は、罰則が適用されることがあります。
- 2 医師は診察した患者が一定の病気等に該当し免許を保有している場合は、警察へ届けでることができる。この場合、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は適用されません。
- 3 過去の交通事故歴等から一定の病気等にかかっていると疑われる方について、症状等が判明するまでの間、その方の運転免許を暫定的に停止させていただくことがあること。
- 4 一定の病気等に該当すること等を理由に運転免許を取り消された場合、取り消されてから3年以内であれば、運転免許を再取得する際の運転免許試験の一部が免除されること。
- 5 運転免許の取得を検討されている方は、運転適性相談窓口が設置されている下記の運転免許センターに相談していただくことをお薦めしたいこと。
- 6 安全運転の継続には、御家族の協力も必要ですので、御家族からの相談も運転適性相談窓口で受け付けています。

警察といたしましては今後とも運転免許制度の適正な運用に努めてまいる所存でありますので、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会の益々の御発展を祈念申し上げます。

運転適性 相談窓口	宮城県運転免許センター適性相談担当 022(373)3601 石巻運転免許センター適性相談担当 0225(83)6211 古川運転免許センター適性相談担当 0229(22)8011 仙南運転免許センター適性相談担当 0224(53)0111
--------------	---

平成26年6月1日施行

改正ポイントは  
以下のとおりです。



# 道路交通法の 一部改正

## 一定の病気等に係る運転者対策

運転免許センター  
からのお知らせ

免許取得・更新時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出義務

虚偽記載  
1年以下の懲役または  
30万円以下の罰金

診察した者が一定の病気等に該当すると認知した時

医師による任意の届出制度

一定の病気等に該当する  
疑いがあると認められる時

※一定の要件を満たした場合に限る

免許の効力暫定停止制度

一定の病気等により免許が取消しとなり病状が回復した時

取消しとなった日から3年以内の再取得の際は、試験の一部が免除されます。

「質問票」には、必要事項を正しく記載しましょう。

● 「質問票」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。

● 「質問票」に虚偽の記載をした場合には、罰則が設けられています。

● 「運転適性相談窓口」が、運転免許センター内に設置されています。病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、相談してください。(電話による予約制)



※「一定の病気」とは、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがある病気で政令で定めるものをいう。

宮城県警察

- 宮城県運転免許センター (022-373-3601)
- 石巻運転免許センター (0225-83-6211)
- 古川運転免許センター (0229-22-8011)
- 仙南運転免許センター (0224-53-0111)

# 運転免許を取得しようとしている方又は、運転免許を持っている方への お願い

- 免許取得・免許証更新時には、自身の症状に関する質問票に正確に記載してください。

～ 虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。～

- 免許の取得に関し不安がある場合には、警察に相談してください。

～ 宮城県運転免許センターには、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～

- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。

～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～

- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にはかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています(電話による予約制)

- 宮城県運転免許センター (022-373-3601)
- 石巻運転免許センター (0225-83-6211)
- 古川運転免許センター (0229-22-8011)
- 仙南運転免許センター (0224-53-0111)

# 運転免許を取得しようとしている方又は、運転免許を持っている方への お願い

- 免許取得・免許証更新時には、自身の症状に関する質問票に正確に記載してください。

～ 虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。～

- 免許の取得に関し不安がある場合には、警察に相談してください。

～ 宮城県運転免許センターには、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～

- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。

～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～

- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にはかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています(電話による予約制)

- 宮城県運転免許センター (022-373-3601)
- 石巻運転免許センター (0225-83-6211)
- 古川運転免許センター (0229-22-8011)
- 仙南運転免許センター (0224-53-0111)